

家族法制部会第10回会議・議事速報

2021年12月14日、法制審議会・家族法制部会の第10回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、第9回会議に引き続き、部会資料10（部会資料9-2と同じ内容のもの）に基づき、財産分与制度に関する論点について調査審議が行われた。

まず、財産分与の法的性質について議論し、財産分与の内容を定める際の考慮要素を法定すべきかについて議論をした。財産分与の法的性質については、現行法下において、一般的には、清算的要素、扶養的要素、慰謝料的要素の3つの性質が含まれると解されており、清算的要素が中心であることについては異論がなかったが、補償の要素も含めるべきとの意見、扶養的要素（子の扶養を含む）も明示すべきであるとの意見、財産分与における扶養義務の根拠が不明確であるとの意見、子の扶養は養育費請求権において考慮されるべきものであるとの意見などが出された。また、慰謝料的要素については、財産分与における解決金の支払によって紛争の一次的解決が容易になるといったメリットが指摘される一方で、慰謝料は財産分与ではなく損害賠償請求によって求めるべきであるとの意見などが出された。財産分与の内容に関する考慮要素の法定については、おおむね肯定的な意見が多かったが、考慮要素の内容についてはさらなる議論が必要との意見が多かった。

次に、清算的財産分与における対象財産の範囲や財産分与の方法の明文化、元配偶者に対する居住用不動産の居住の保護の規律の適否について議論が行われた。財産分与の方法については、清算的財産分与における夫婦の財産形成の寄与の程度について、寄与の程度が異なることが明らかでないときは、原則として夫婦双方で相等しいものとする、いわゆる2分の1ルールを明示について議論が行われたが、夫婦間の平等を保つ観点から、2分の1ルールを明示する必要性が高いことを指摘する意見が出された一方で、家族の在り方が多様化しているにもかかわらず、画一的な定めを置くことになるとして慎重な意見などが出された。居住用不動産の元配偶者の居住の保護についても、特に未成熟子と同居する監護親において、居住を保護する必要性が高いことを指摘する意見が出された一方で、当事者の合意なく元配偶者の居住の保護を図る規律の適否を検討するにあたっては、要件や期間、居住用建物の所有者の権利等、様々な観点からの検討が必要であるとの意見などが出された。

続いて、財産分与請求権の除斥期間の延長や、相手方の財産の開示に関する規律の適否、財産分与請求権と共有物分割請求権との関係の整理等の論点についても議論が行われた。

次回の部会では、これまでの部会では議論されていない残された論点について、調査審議を行う予定である。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。